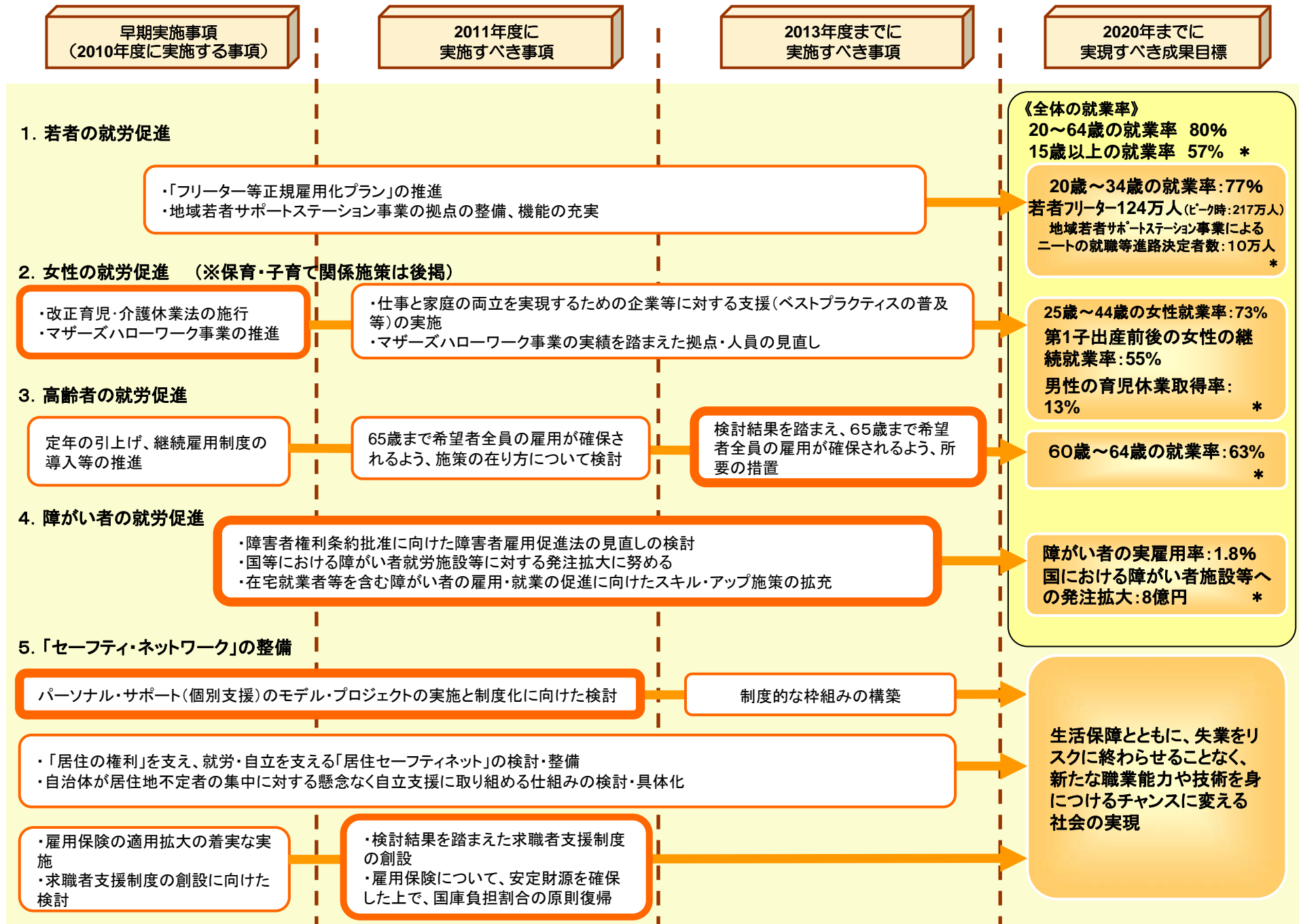
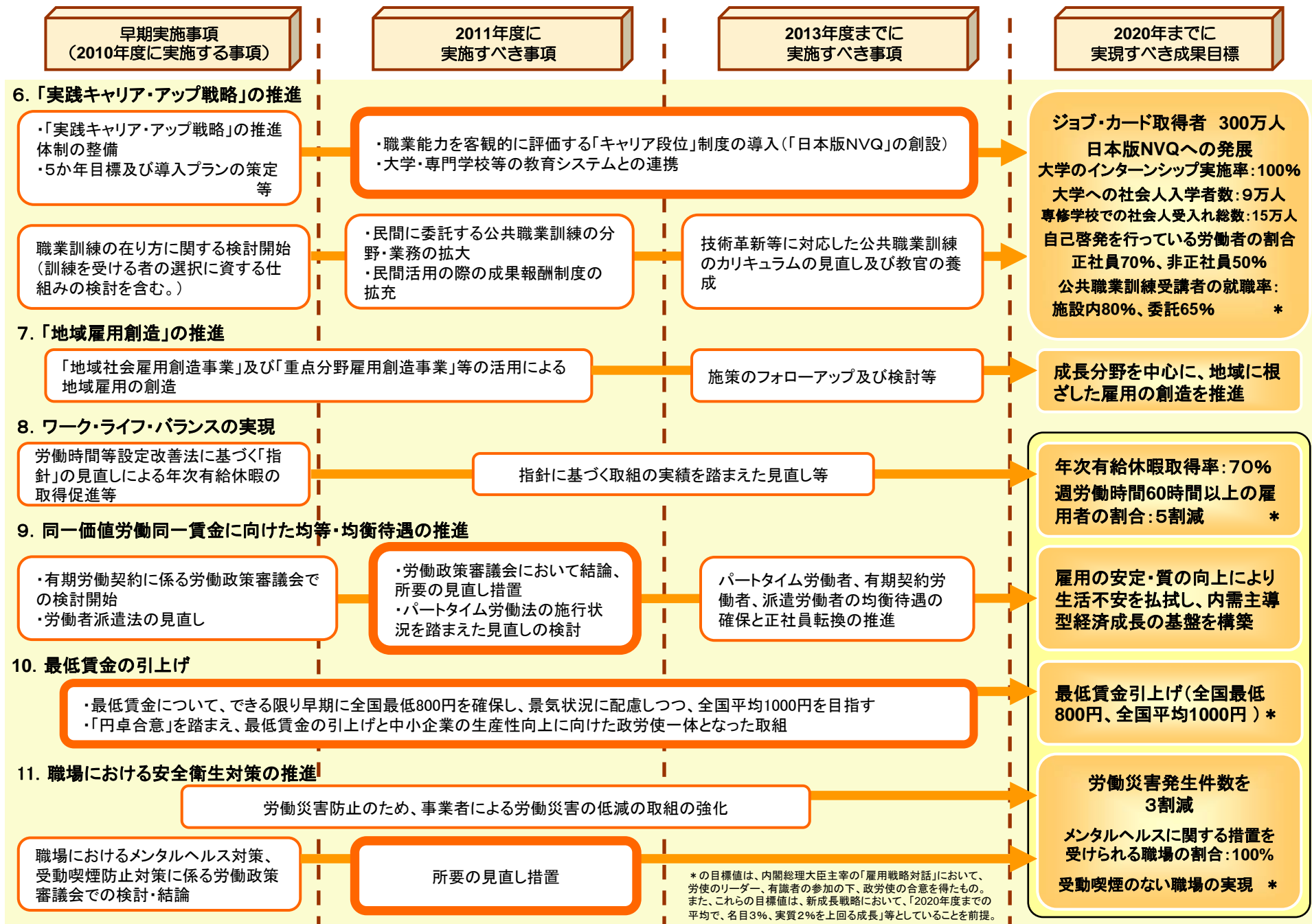


VI 雇用・人材戦略 ～「出番」と「居場所」のある国・日本～ ①

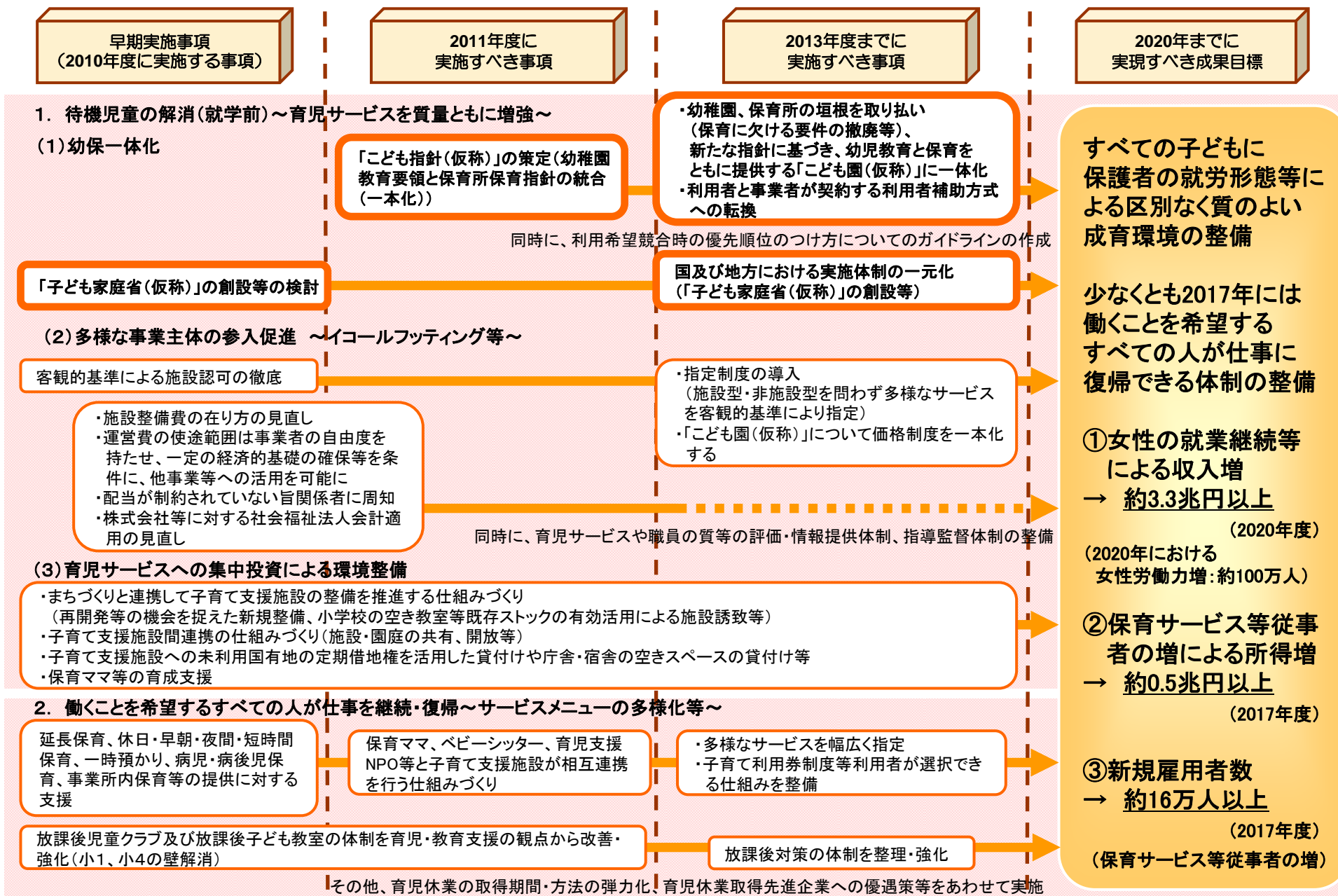


VI 雇用・人材戦略 ～「出番」と「居場所」のある国・日本～ ②



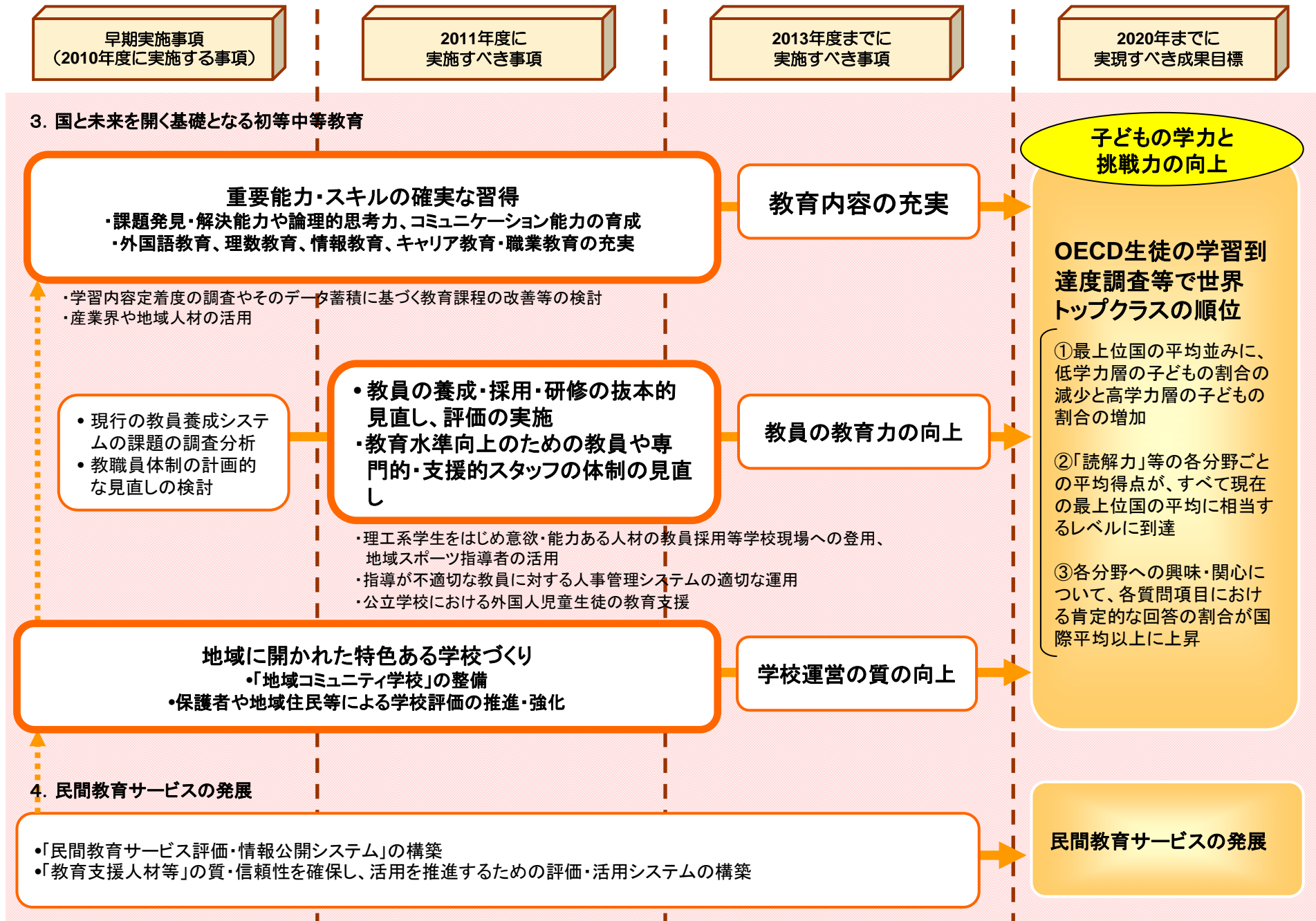
* の目標値は、内閣総理大臣主宰の「雇用戦略対話」において、労使のリーダー、有識者の参加の下、政労使の合意を得たもの。また、これらの目標値は、新成長戦略において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」としていることを前提。

VI 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～①

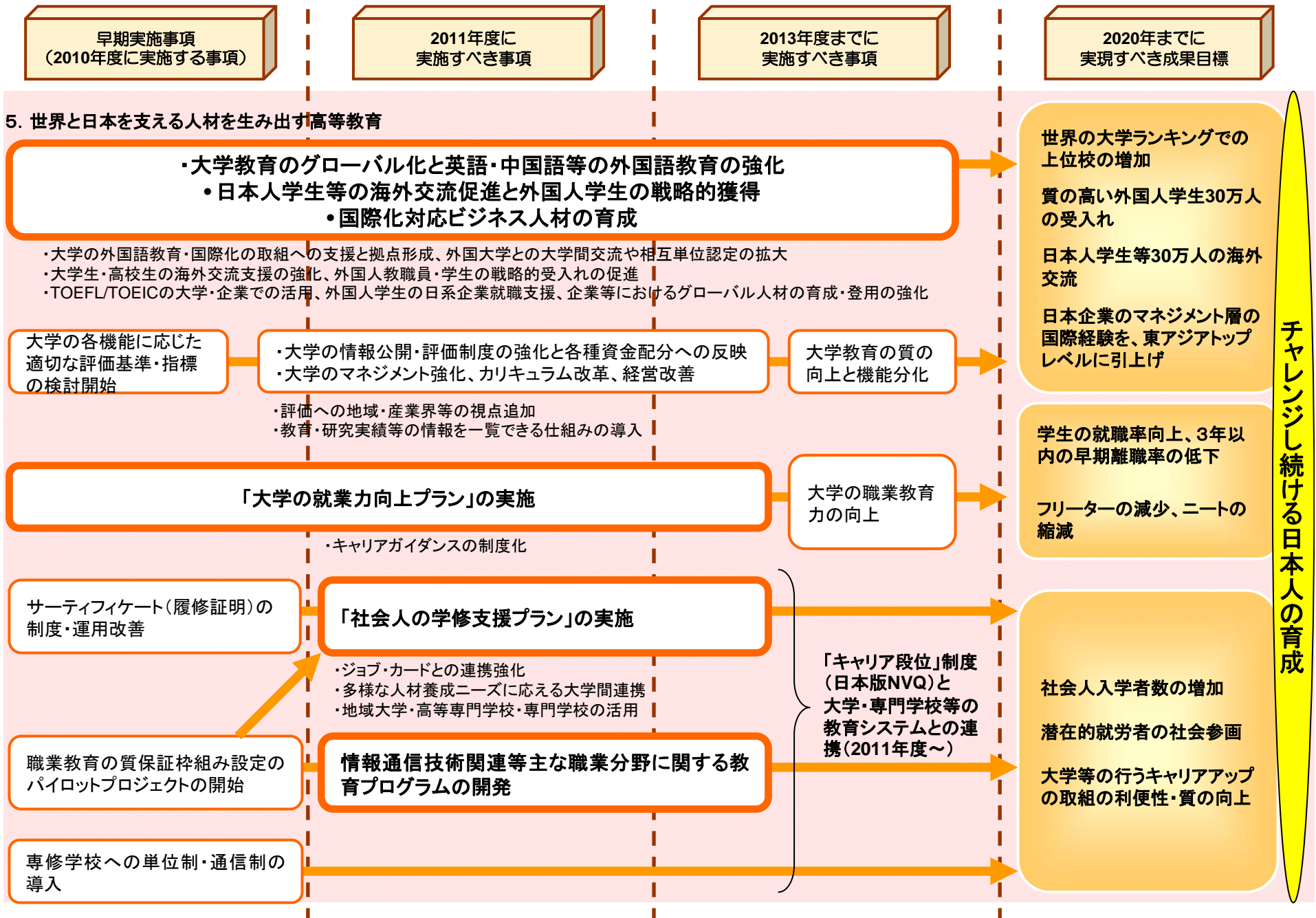


※ 上記の施策の具体化など詳細については、引き続き「子ども・子育て新システム検討会議」において検討(2011年通常国会までに所要の法案を提出)

VI 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～②



VI 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～③



VI 雇用・人材戦略 ～「新しい公共」－支えあいと活気のある社会の構築～①

早期実施事項
(2010年度に実施する事項)

2011年度に
実施すべき事項

2013年度までに
実施すべき事項

2020年までに
実現すべき成果目標

1. 官が独占していた領域を公に開き、ともに支えあう仕組みを構築

(1) 「新しい公共」円卓会議からの提案に対する対応の実現

・夏に会議を設置し、12月までに政府の対応をフォローアップ、結果を踏まえて提案
・政府と市民セクター等との公契約や協約の在り方等を議論

・「新しい公共」円卓会議提案の着実な実現
・民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業の導入

(2) マルチステークホルダーからなる「社会的責任に関する円卓会議」を通じた協働

・平成23年春頃までに「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」を策定し、実行
・平成22～23年度にかけて消費者・市民教育モデル事業・地域円卓会議のモデル開催

(3) 事前チェック型から事後チェック中心の行政への移行(認定NPO法人の認定基準における仮認定の導入等)

・具体的に制度設計し、平成23年度税制改正において実現
・公益法人の認定等について、平成22年度以降の申請について、原則として認定等までの期間を4ヶ月以内に迅速化

(4) 社会イノベーションを促進するための必要な規制改革及び公的支援等を一体として実施する地域活性化総合特区等の検討

広く提案募集を行い、検討の場を設けて新たな法制化を含む具体的な制度設計を推進

具体的内容及び実施地域等を決定

(5) 現場対話とインターネット活用等による「熟議」を通じた政策形成メカニズムの導入

「熟議」に基づく政策形成を先行的に実施するとともに、市町村等の取組も支援

先行事例により得られた知見を踏まえ、「熟議」に基づく政策形成を政府内で浸透させるとともに、引き続き支援

「新しい公共」への参加
割合の拡大

26% (2010年) → 約5割

(注)平成21年度国民生活
選好度調査による

VI 雇用・人材戦略 ～「新しい公共」－支えあいと活気のある社会の構築～ ②

早期実施事項
(2010年度に実施する事項)

2011年度に
実施すべき事項

2013年度までに
実施すべき事項

2020年までに
実現すべき成果目標

2. 資金の流れを変え、国民が支える公共を構築

- (1) 「新しい公共」円卓会議の提案への政府の対応を踏まえ、平成23年度税制改正における実現に向け、税額控除の割合や対象法人、実施時期に関する検討など、具体的な制度設計を推進

具体的に制度設計し、平成23年度税制改正において実現

- (2) NPO等を支える小規模金融制度の見直し等

- ・NPOバンクに対する総量規制及び指定信用情報機関の使用・情報提供義務等の適用除外の措置
- ・一定の要件を満たす貸付事業を行う地域生協について県域規制を緩和
- ・日本政策金融公庫によるNPO等向け融資の普及を図る

- (3) NPO等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組と連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援

支援内容の制度設計・具体化

- (4) 地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動の促進・支援等

- ・ソーシャルビジネス事業者への金融支援促進
- ・地域金融を活用したファンドを通じた、「地域の志ある投資」の促進を年内を目途に検討 等

国民の自発的な寄附の流れをGDP比5～10倍増

個人寄附

約1千億円(2009年)(注)
(GDP比 0.02%)

→6.5千億円～1兆3千億円
(GDP比0.1%～GDP比0.2%)

(注) 家計調査の1世帯あたりの年間寄附金額に世帯数を乗じて推計。

3. 社会・環境分野の課題解決と経済成長を一体的に推進し、国民の不幸を最小化

- (1) 政府だけでは解決できない社会的諸課題に対して、様々な主体が参画し、協働して国民のニーズにきめ細かに対応することで解決

- ・自殺に対する対策強化、生活保護受給者や若年無業者の自立支援、ひきこもりの社会参加支援
- ・高齢単身世帯の見守り・地域生活支援 ・刑務所出所者等の社会復帰支援 ・「食」を軸とした地域コミュニティの再生
- ・全世代にわたるボランティア機会の拡大
- ・子ども・子育て施策の現金給付と現物給付の組み合わせ等を含め、市町村の裁量で一体的な提供する仕組みの検討

- (2) 社会進歩を測定する指標づくりに関し、各国政府及び国際機関と連携し、新しい成長及び幸福度について調査研究を推進
幸福感・満足感を引き上げる観点から社会的課題を解決

有識者からなる研究会を立上げ、幸福度について調査研究を推進

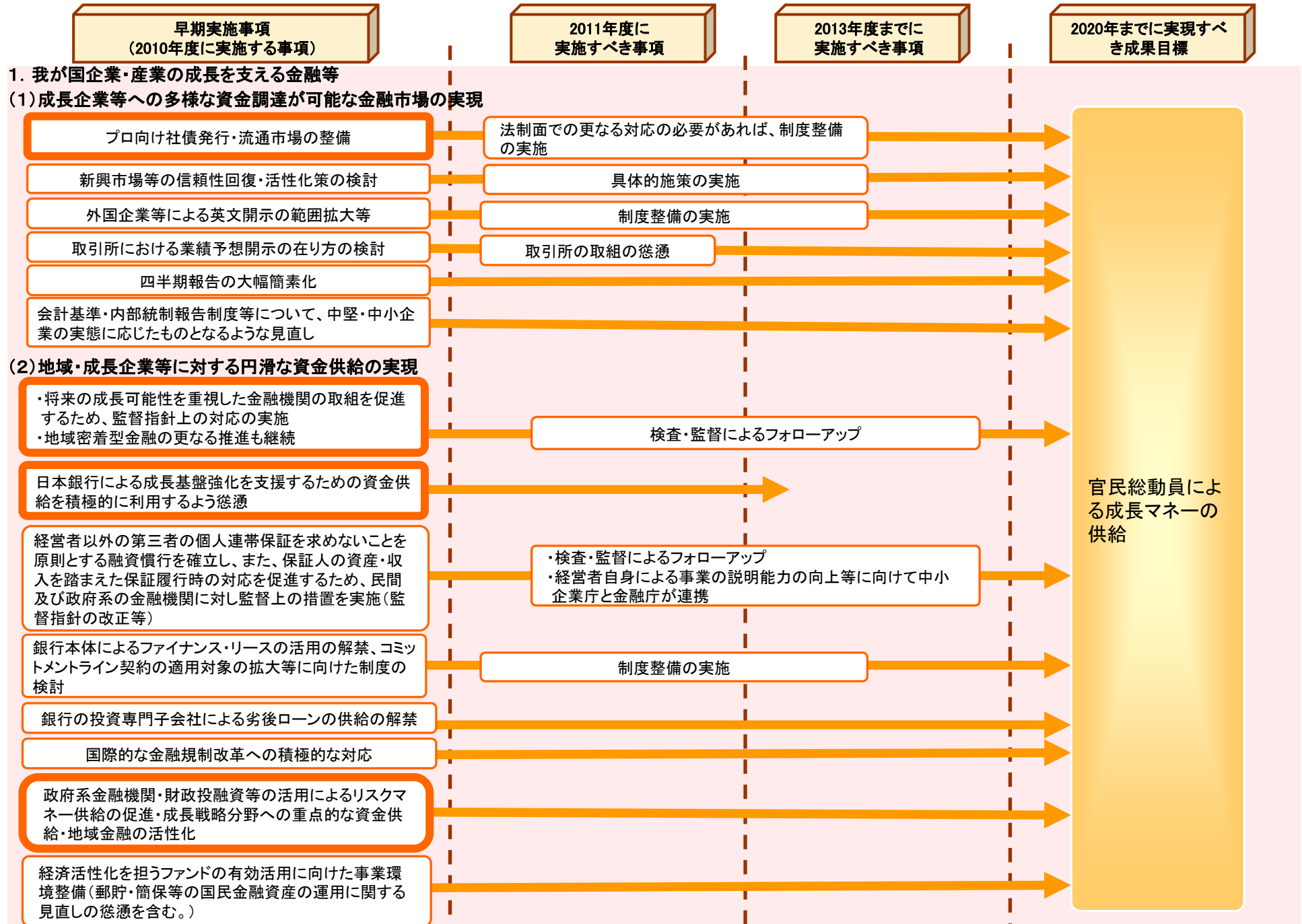
政策効果と関連指標の関係等を検証しつつ、関連指標の統計の整備と充実を図る

幸福感の低い人の割合を減らす

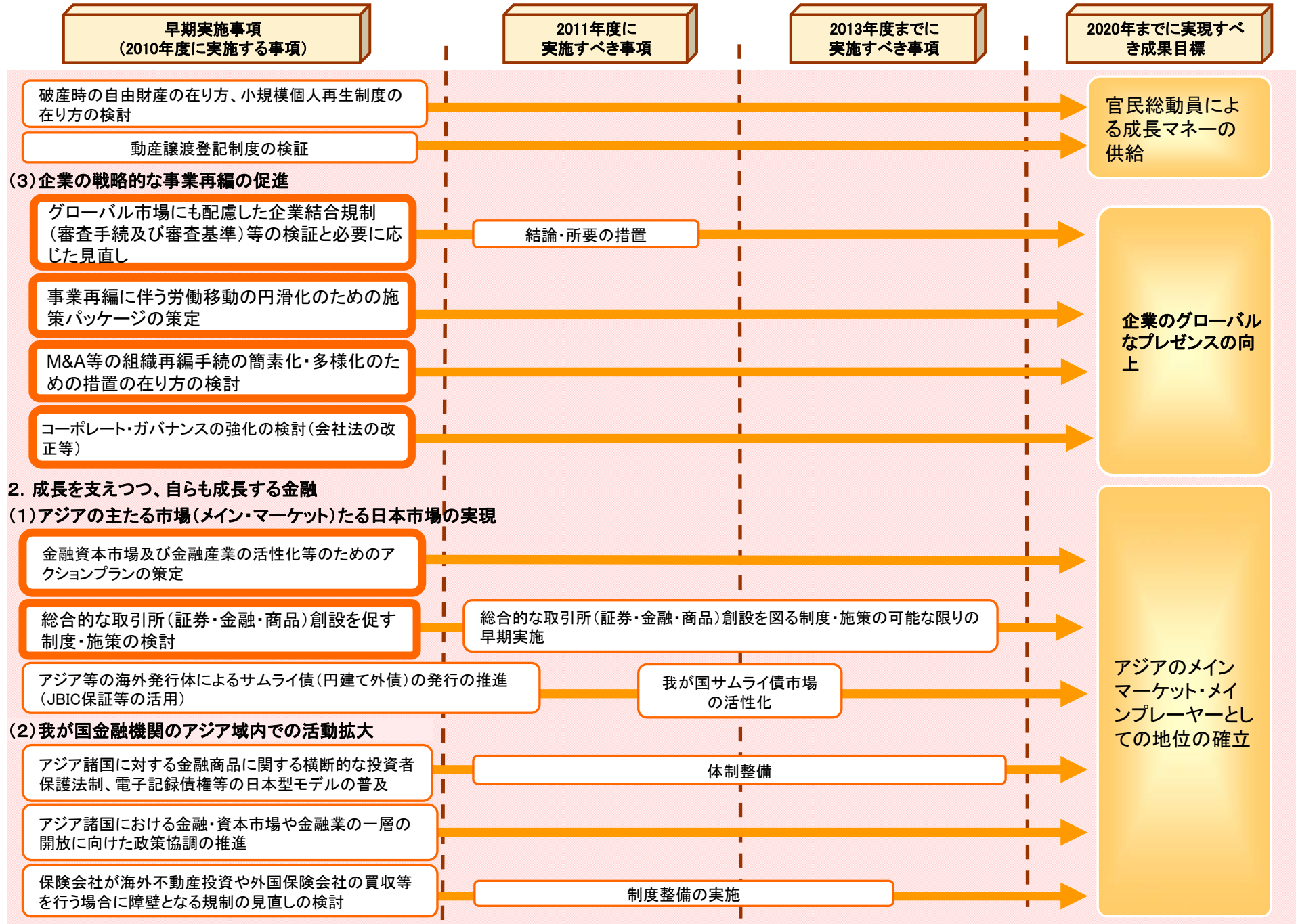
幸福感 平均6.5点(注)を引き上げる

(注) 現在どの程度幸せか、0点(とても不幸)から10点(とても幸せ)で質問(平成21年度国民生活選好度調査)

VII 金融戦略



VII 金融戦略



Ⅶ 金融戦略

早期実施事項
(2010年度に実施する事項)

2011年度に
実施すべき事項

2013年度までに
実施すべき事項

2020年までに
実現すべき成果目標

3. 国民の資産を有効に活用できる資産運用へ

保険会社における資産運用比率規制の撤廃の検討

制度整備の実施

プロ投資家を顧客とする投資運用業の規制緩和

制度整備の実施

投資信託商品の多様化等に対応した投資信託・投資法人法制の見直しの検討(可能なものは順次実施)

制度整備の実施

国民が豊かさを
享受できるような
国民金融資産の
運用拡大